

とちぎ健康経営事業所認定基準チェックシート

【記入にあたっての留意事項】

◆必ず以下の留意事項を確認の上、チェックシートに御記入ください。

【認定制度について】

- 1 取組の期間については、特に記載のない限り、申請する前年度の1年間（令和2（2020）年4月1日～令和3（2021）年3月31日）とします。
- 2 審査の判断の根拠となった申請者の取組が実際に行われていることについての説明責任は、申請者が負うものとします。
- 3 申請時点で記入した事実・取組状況に変更等が生じ、認定基準を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を申し出、認定証を返還してください。

【チェックシートの記入について】

- 1 項目内に該当する取組が複数ある場合は、そのすべてにチェックをつけてください。
- 2 実際に取組が行われていても、当該項目にチェックがついていない場合は、要件を満たしていないものとして審査を行いますので、記入漏れ等にご注意ください。

【項目ごとの主な留意事項】

No.	認定基準チェック項目	留意事項
1-1	健康経営の実施を宣言し、宣言書を掲示し社内外に発信している。	・健康宣言が明文化された文書（宣言書）は、認定基準で選択した方法により、従業員や取引先等、社会一般のいずれもが閲覧できる状態にすること
3	栃木県が実施する「健康長寿とちぎづくり推進県民会議」に会員登録しているか。	・認定申請書の提出日時点で、栃木県が設置する「健康長寿とちぎづくり推進県民会議」会員登録が完了していること
4-3	労働安全衛生法に準じたストレスチェックを実施している。	・従業員50人以上の事業所は実施が義務、50人未満は努力義務となっているため、該当する場合は必ずチェックすること
5-2	従業員の仕事と家庭の両立に向けた環境づくりを継続的に行っている。	・超過勤務の状態把握のみで具体的な対策をしていない場合は不適合 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」や「育児介護休業法」等の法定義務の順守に留まる取組のみでは不適合 ・36協定の範囲内に留まる取組のみでは不適合
-	令和3（2021）年度健康長寿とちぎづくり表彰（健康経営部門）について	・健康長寿とちぎづくり表彰とは、健康長寿とちぎづくり推進県民会議（会長：栃木県知事）が実施する表彰制度をいう ・表彰へのエントリーを希望する事業所は、「エントリーする」にチェックをつけること ・エントリーの有無は認定の審査に影響しない

ここに記載されている以外の項目の留意事項については、「認定基準解説書」を御確認ください。

とちぎ健康経営事業所認定基準チェックシート

事業所名称	
担当者 役職・氏名	役職 氏名

業態	常時使用する従業員数	
卸売業	☐ 100 人以下	☐ 101 人以上
小売業	☐ 50 人以下	☐ 51 人以上
医療法人・サービス業	☐ 100 人以下	☐ 101 人以上
製造業・その他	☐ 300 人以下	☐ 301 人以上

「実施している項目」に、☒のチェックをつけてください。（複数回答可）

1.【事業主が率先し、健康づくりを行っているか】

No.	項 目	認定要件
1-1	健康経営の実施を宣言し、宣言書を掲示し社内外に発信している。 ☐ 受付、出入口、応接室、会議室に掲示 ☐ 求人広告等に掲載 ☐ 自社または保険者のホームページに掲載 ☐ その他（ ）	必須
1-2	☐ 事業主、経営責任者自身が健診を毎年受診している。	必須

2.【従業員の健康づくりのための組織体制があるか】

No.	項 目	認定要件
2	事業場ごとに従業員の健康管理に関する担当者を定めている。 ☐ 衛生管理者又は衛生推進者を健康管理担当者としている。 ☐ その他（ ）例 社長、総務部長、人事課長、経理課 鈴木花子 注）部署名ではなく、役職名を記入してください。役職がない場合は部署名と氏名を記入してください。	必須

3.【健康長寿とちぎづくり推進県民会議に会員登録しているか】

No.	項 目	認定要件
3	☐ 栃木県が実施する「健康長寿とちぎづくり推進県民会議」の会員である。	必須

4.【従業員の健康課題を把握し、必要な対策が検討されているか】（いくつでも）

No.	項 目	認定要件
4-1	定期健康診断の受診が徹底されている。 ☐ 定期健診受診率が100%である。 ☐ やむを得ない理由※で定期健康診断受診率が95%以上100%未満である。 ※理由となるもの：長期病気休職、長期海外赴任のため	左記4-1から4-4の 4項目のうち 1項目以上
4-2	再検査、任意のがん検診等を受診しやすい環境を事業所として整えている。 ☐ 健診結果の再検査や再診の日は出勤認定や特別休暇としている。 ☐ がん検診等、任意検診の費用補助を行っている。 ☐ 加入する医療保険者の健診を実施している。 ☐ その他（ ）	
4-3	労働安全衛生法に準じたストレスチェックを実施している。（従業員50人以上事業場は実施が義務） ☐ 従業員の人数に関わらず、全事業場でストレスチェック制度に準じ実施した。	

4-4	☐	健康課題を踏まえ、従業員の健康保持・増進、過重労働防止に関する計画を策定し、具体的な数値目標や計画、実施（責任）主体、実施期限を定めている。例）2021年3月までに喫煙率を10%以下にする。
		いつまで（期限）
		どこ・誰が（担当）
		何を（健康課題）
		どうする（数値目標）

5.【健康経営の実践に向けた基礎的な環境が整備されているか】（いくつでも）

No.	項 目	認定要件
5-1	管理職や従業員に対し、健康管理の必要性の認知と知識向上のための教育をしている。 ☐ 年1回以上、管理職や従業員に向けた健康研修の開催または外部機関研修を受講した。 例）社員総会で外部講師による脳卒中等セミナーを開催 ☐ 月1回以上、管理職や従業員に健康情報を回覧またはメール配信を行った。 例）メールマガジン「健康長寿とちぎだより」や「栃の葉ヘルシーメール」を社員へ配信 ☐ その他（ ）	左記5-1から5-4の4項目のうち1項目以上
5-2	従業員の仕事と家庭の両立に向けた環境づくりを継続的に行っている。 ☐ 定時消灯・定時退社日を設定している。 ☐ 超過勤務削減を管理職の目標に設定している。 ☐ 年次休暇取得を目標に設定している。 ☐ その他（ ）	
5-3	感染症予防対策を実施した上で、従業員同士のコミュニケーション向上に寄与する行事を年1回以上実施または社外団体主催行事に参加した。 ☐ 家族同伴の運動会やハイキング等を開催した。 ☐ 社員のリフレッシュを目的とした社員旅行を実施した。 ☐ 同業種や地域等が主催するイベントに事業所として従業員を登録し参加した。 ☐ オンラインを活用して従業員のコミュニケーション増加を図る取組を行った。 ☐ その他（ ）	
5-4	従業員の病気の治療と仕事の両立支援に向けて、組織として取組を行っている。 ☐ 治療と仕事の両立に関する相談窓口を職場に設置している。 ☐ 従業員本人、上司、人事、健康管理担当の会議により就業上必要な対応を策定した。 ☐ 入院治療や通院のための年次休暇とは別の傷病休暇制度を整備している。 ☐ その他（ ）	

6.【従業員の心と身体の健康づくりに向け、具体的な対策がとられているか】（いくつでも）

No.	項 目	認定要件
6-1	従業員に対し、保健指導の実施や実施機会を提供している。 ☐ 産業医や保健師等の保健指導を行っている。 ☐ 加入する医療保険者の特定保健指導のため、場所の確保または出勤認定としている。 ☐ その他（ ）	左記6-1から6-9の9項目のうち1項目以上
6-2	従業員の食生活改善を促す取組を継続的に行っている。 ☐ 自動販売機飲料を低糖・低エネルギーのものに変更した。 ☐ 朝食欠食の社員に朝食を提供又は補助している。 ☐ 従業員用食堂等で栄養素、野菜の摂取、減塩等の情報の表示をしている。 ☐ その他（ ）	

6-3	従業員の運動機会を増加させる取組を継続的に行っている。 ☐ 階段の利用推進 ☐ 徒歩自転車通勤デーの設定 ☐ 元気ニコニコ体操（職場体操）・ラジオ体操実践時間の設定 ☐ フィットネス費用補助 ☐ ウォークビズ、スニーカービズの実践 ☐ その他（ ）
6-4	女性の健康保持・増進に向けた職場環境の整備や女性の健康に関するリテラシー向上に向けた取組を実践している。 ☐ 婦人科検診の費用助成 ☐ 女性の健康専門の相談窓口を設置 ☐ 妊娠中の従業員に対する業務上の配慮（健診や休憩時間の確保、通勤負担の緩和等） ☐ 生理休暇を取得しやすい環境の整備 ☐ その他（ ）
6-5	従業員の感染症予防の取組を行っている。 ☐ 予防接種時間の出勤認定や費用補助 ☐ 感染者の出勤停止や特別休暇 ☐ テレワークや時差出勤の実施 ☐ その他（ ）
6-6	従業員（管理職を含む）の超過勤務時間を把握し、対策を定め実行している。 ☐ 月の超過勤務時間に独自基準を設け、超えた者は産業医の面談を必須としている。 ☐ 過去１年で超過勤務４５時間／月を超える者がいない。 ☐ 命令時間以降に残っている従業員には必ず管理職が早期帰宅を呼びかけている。 ☐ その他（ ）
6-7	メンタルヘル스不調の予防、不調者発生時の適切な労働支援体制を整備している。 ☐ 医療関係者（第三者）の面談を実施することとしている。 ☐ 医師意見のもと、適宜状況に合わせた職場復帰を実施することとしている。 ☐ 外部の相談窓口と契約し、利用を促している。 ☐ その他（ ）
6-8	敷地内禁煙または屋内禁煙をしている。（喫煙専用室の設置は不適合） ☐ 敷地内禁煙（敷地内（建物を含む）全てにおいて、喫煙を禁止。） ☐ 屋内禁煙（建物内全てにおいて、喫煙を禁止。）
6-9	口腔の健康づくりに取り組んでいる。 ☐ 歯科検診の励行 ☐ 歯科検診費用の助成 ☐ その他（ ）

No.	項 目	認定要件
7-1	☐ 医療保険者の特定健康診査を受診している。 ☐ 40 歳以上の従業員の定期健康診断の結果を医療保険者へ提供している。 ☐ 40 歳以上の従業員の定期健康診断の結果を医療保険者へ提供することに同意している。	左記 7-1 から 7-3 の 3 項目のうち 2 項目以上
7-2	☐ 医療保険者が実施する特定保健指導を利用している。	

No.	項 目	認定要件
7-3	☐ 医療保険者が被扶養者（家族）に対して実施する特定健康診査について、従業員やその家族に、健診受診を促している。 例）朝礼で家族の健診受診を促している。 家族も会社の健診車を利用できる体制が整っている。 家族の健診費用を会社が助成している。	

特定健康診査・・・40 歳以上の加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防を目的とした健診

特定保健指導・・・生活習慣病の発症予防を目的として、特定健康診査の結果に基づき、保健師や管理栄養士が行う保健指導

8. 【法令遵守・リスクマネジメント】

No.	項 目	認定要件
8	☐ 過去 3 年以内に労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関連法令の違反をしていない。 例）違反による送検または法人名の公表をされていない、安全衛生管理特別指導事業場に指定されていない。	必須

9. 【栃木県の実践や栃木県の実践課題に沿った健康づくりを推進しているか】（いくつでも）

※上記 1～8 までと重複している内容がありますが、こちらにもチェックしてください。

No.	項 目	認定要件
9-1	従業員に対し、身体活動量を増やす取組を行っている。 ☐ 「身体を動かそうプロジェクト」に参加している。 ☐ とちまる健康ポイント事業（歩数増加の取組）に参加し、従業員に対して FUN+WALK アプリの活用を促している。 ☐ ウォークビズ、スニーカービズに取り組んでいる。 ☐ その他（ ）	左記 9-1 から 9-10 の 10 項目のうち 2 項目以上
9-2	従業員に対し、食生活を改善する取組を行っている。 ☐ 「食べて健康！プロジェクト」に参加している。 ☐ 社員食堂で野菜摂取の重要性や 1 日の摂取量を掲示し、説明している。 ☐ 社員食堂にサラダバーを設置するなど、野菜を食べられる工夫をしている。 ☐ 社員食堂で減塩メニューを提供している。 ☐ 従業員に朝食クーポンを配布するなど、朝食をとるよう啓発している。 ☐ その他（ ）	
9-3	従業員に対し、脳卒中の予防に関する取組を行っている。 ☐ 「栃木県脳卒中啓発プロジェクト」に参加している。 ☐ 事業所内に脳卒中予防のポスターやリーフレットを掲示している。 ☐ 従業員が使用できる血圧計を設置している。 ☐ その他（ ）	
9-4	従業員に対し、フレイルの予防に関する取組を行っている。 ☐ 「人生 100 年フレイル予防プロジェクト」に参加している。 ☐ 事業所内にフレイル予防のポスターやリーフレットを掲示している。 ☐ 従業員に対して、地域の活動に参加するよう推奨している。 ☐ その他（ ）	
9-5	従業員に対し、新型コロナウイルス感染症等の感染症の予防に関する取組を行っている。 ☐ 従業員に対して、適切な感染予防対策の周知を行っている。 ☐ 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を行っている。 ☐ 従業員に対して、LINE の栃木県「新型コロナ対策パーソナルサポート」を登録するよう推奨している。 ☐ その他（ ）	

9-6	従業員に対し、がん対策に関する取組を行っている。 ☐ がんを正しく知るための情報を事業所全体に発信している。 ☐ 従業員にがん検診の受診を促している。 ☐ 従業員ががんになったとき、治療と仕事の両立を支援する体制づくりに努めている。 ☐ その他（ ）
9-7	従業員に対し、糖尿病の予防に関する取組を行っている。 ☐ 糖尿病予防のためのポスター掲示やリーフレット配布などを行っている。 ☐ 糖尿病とメタボリックシンドローム、慢性腎臓病（CKD）の関わりについて普及啓発を行っている。 ☐ 11月14日の世界糖尿病デーに併せて、事業所として取組を行っている。 ☐ その他（ ）
9-8	従業員に対し、禁煙に向けた取組を支援している。 ☐ とちぎ禁煙推進店に登録している。 ☐ 受動喫煙対策に関する担当者を設置している。 ☐ 従業員に対し、禁煙治療が医療保険で受けられることを周知している。 ☐ 非喫煙者に対し、禁煙に関するインセンティブを設けている。 例）非喫煙者に対し、月額2,000円の禁煙手当を付与している。 ☐ その他（ ）
9-9	従業員に対し、飲酒に関する取組を行っている。 ☐ 適度な飲酒について啓発を行っている。 ☐ その他（ ）
9-10	従業員に対し、健康づくりに関する情報を発信している。 ☐ メールマガジン「健康長寿とちぎだより」を従業員に配信している。 ☐ SNS等を活用し、従業員に向けて、健康づくり情報を発信している。 ☐ その他（ ）

10. 健康経営に関する効果と課題

No.	項 目
10-1	健康経営に関する効果について、当てはまるものにチェックをつけてください。 ☐ 遅刻、早退者が減った。 ☐ 欠勤者が減った。 ☐ 禁煙成功者がいた。 ☐ イメージアップ（例：新規採用時応募者が増えた等）になった。 ☐ 取り組んだ健康づくりの内容が社内で話題、議題にできるようになった。 ☐ 従業員同士のコミュニケーションが増えた。 ☐ 変化はなかった。 ☐ その他（ ）
10-2	健康経営に関する貴事業所の課題を御記載ください。

■令和 3（2021）年度健康長寿とちぎづくり表彰（健康経営部門）について
健康長寿とちぎづくり推進県民会議では、働く世代の健康づくりを進めるため、「健康長寿とちぎづくり表彰（健康経営部門）」を実施しています。
当表彰については、認定基準チェックシートの記入内容及び別に提出を依頼する「健康長寿とちぎづくり推進県民会議実績報告書」等に基づいて一次審査を実施します。

No.	項 目
1	令和 3（2021）年度「健康長寿とちぎづくり表彰（健康経営部門）」へのエントリーについて ☐ エントリーする ☐ エントリーは控えたい